

通帳発行手数料に関する特約

1. (特約の適用範囲)

この特約は、当組合と貯金契約を締結する個人（以下「貯金者」という。）が当組合に有する普通貯金口座および貯蓄貯金口座について、普通貯金規定（または総合口座取引規定）および貯蓄貯金規定に加えて適用されます。

2. (通帳を発行する場合の手数料)

- (1) 当組合所定の日以降に新たに開設された普通貯金口座（総合口座取引を含む）および貯蓄貯金口座については、店舗窓口で次の取引をしようとする場合には、当組合所定の手数料をいただきます。
 - ① 通帳の発行
 - ② 通帳レス口座を通帳発行口座に変更する場合の通帳の発行
- (2) 通帳を利用する場合であっても、当組合所定の条件に該当する場合は、通帳発行手数料をいただかないこととします。
- (3) (1)の手数料は、通帳の発行時に店頭でお支払いいただきます。

3. (特約の変更等)

この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他相当の事由があると認められる場合には、当組合所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以上

(令和5年4月3日)